

# JIS

## 放電灯安定器（蛍光灯を除く）

JIS C 8110 : 2008

(JELMA/JSA)

平成 20 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業協会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	香 川 利 春	東京工業大学
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立ライティング株式会社)
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	能 見 和 司	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	山 田 秀	筑波大学
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 33.3.29 改正：平成 20.12.20

官 報 公 示：平成 20.12.22

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 TEL 03-3201-2641)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
5 要求事項	3
5.1 安全性	3
5.2 性能	7
6 試験	8
6.1 一般的要求事項	8
6.2 試験方法	8
7 検査	8
7.1 検査一般	8
7.2 形式検査	9
7.3 受渡検査	9
8 製品の呼び方	9
9 表示	10
附属書 A (規定) 試験用安定器	11
附属書 B (規定) 試験用ランプ	12
附属書 C (参考) 巻線の熱耐久性	13
附属書 D (参考) 保護機能	15
解 説	21

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会(JELMA)及び財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8110:1987** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

# 放電灯安定器（蛍光灯を除く）

## Ballasts for discharge lamps (excluding tubular fluorescent lamps)

### 序文

この規格は、1958年に制定され、前回の改正は1987年に行われたが、その後国際規格と整合した日本工業規格である **JIS C 8147-1**、**JIS C 8147-2-9** 及び **JIS C 8119** が制定されたため、これらの規格を可能な範囲で引用するよう改正した。また、規格の名称を放電灯安定器（蛍光灯を除く）とした。

### 1 適用範囲

この規格は、**JIS C 7604** に規定する高圧水銀ランプ、**JIS C 7610** に規定する低圧ナトリウムランプ、**JIS C 7621** に規定する高圧ナトリウムランプ及び **JIS C 7623** に規定するメタルハライドランプを点灯する磁気回路式放電灯安定器のうち、定格周波数 50 Hz 又は 60 Hz の 1 000 V 以下の交流電源で定格二次電圧が 1 000 V 以下で、一般の場所で使用するもの（以下、安定器という。）について規定する。

この規格は、上記の日本工業規格に規定していないランプを点灯する安定器についても適用できる。

**注記** 巻線の熱耐久性については**附属書 C**に、また、保護機能については**附属書 D**に記載する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 1302** 絶縁抵抗計

**JIS C 1602** 熱電対

**JIS C 4908** 電気機器用コンデンサ

**JIS C 7604** 高圧水銀ランプ—性能規定

**JIS C 7610** 低圧ナトリウムランプ

**JIS C 7621** 高圧ナトリウムランプ—性能規定

**JIS C 7623** メタルハライドランプ—性能規定

**JIS C 8119** 放電灯安定器（蛍光灯を除く）—性能要求事項

**JIS C 8147-1** ランプ制御装置—第1部：一般及び安全性要求事項

**JIS C 8147-2-9** ランプ制御装置—第2-9部：放電灯安定器個別要求事項（蛍光灯を除く）

**JIS Z 8113** 照明用語

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8113** によるほか、次による。